○文部科学省告示第百八号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

平成二十八年八月二日

文部科学大臣　馳　浩

前文中「応急避難場所」を「地域の避難所」に改め、「果たす」の下に「多機能かつ」を、「安心で」の下に「機能的かつ」を加え、「整備する」を「確保する」に、「進めて」を「着実に進めて」に改める。

一を次のように改める。

一　背景

近年、公立の義務教育諸学校等施設については、平成二十七年度までの耐震化完了を目標に、補助率の嵩上げ等制度の充実を図りつつ、重点的な整備を進めてきた。その結果、構造体の耐震化は概ね完了した状況となっている。

平成二十八年四月に発生した熊本地震においても、構造体の耐震化や吊り天井（照明器具及びバスケットゴール等高所に設置されたものを含む。以下同じ。）の耐震対策が実施されていた施設については倒壊や大規模な天井の落下はなく、多くの地域住民が避難所として公立の義務教育諸学校等施設を利用したところである。

しかしながら、未だに構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が未了の施設や、老朽化による劣化が著しく安全性等に問題のある施設も存在しており、これらについては一刻も早く対策を完了することが課題である。また、地域住民の避難所として十分に役割を果たすことができるよう、公立の義務教育諸学校等施設の防災機能をより一層強化することも課題である。

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、老朽化が深刻さを増している。これまで耐震化を優先して進めてきたために、老朽化対策の遅れが全国的に生じており、建築後二十五年以上を経過した未対策の校舎等が保有面積の約七割を占めるなど、対策の実施が喫緊の課題となっている。古い工法で外壁・窓等が設置されている施設や、経年劣化が著しい施設では、施設の老朽化に起因して非構造部材等の破損・脱落等の事故が頻発しており、地震発生時には、被害がより大規模に拡大する危険性が高い。児童生徒等の安全確保はもとより、防災機能を強化する観点からも、老朽化対策を速やかに実施し、多機能型の学校施設を実現することが必要である。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、小中一貫教育等多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保や情報化への対応等の質的向上を図るとともに、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置等の社会的要請にも応えていく必要があり、老朽化対策の実施に当たっては、これらについても取り組むことが重要である。

このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二の1を次のように改める。

1　公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、公共施設等総合管理計画等を踏まえつつ、将来の財政状況を見通し、支出の平準化を図りながら、改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備を進めることが必要である。

その際、築後四十年を超過する老朽化した施設の更新に当たっては、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改修」という。）に重点を移すこととし、長寿命化改修が合理的ではない場合（施設の劣化の状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改修に適さない場合等）には建て替えとするなど、整備手法を工夫することが重要である。

また、長寿命化改修の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や情報化等に対応できるよう教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

なお、平成二十八年度から三十二年度までの五年間は、特に安全面に支障がある老朽化が著しい施設の更新等、緊急性の高い事業から優先的に実施を図ることが必要である。

二の5を削除する。

二の4の㈠中「幼稚園等をいう。」の下に「以下同じ。」及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を、「その際には」の下に「、幼稚園等については」を加え、二の4の㈣中「については」の下に「、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等」を加え、「の整備や」を「を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、」に、「中学校」を「中学校学習指導要領」に、「必修化されることとなった」を「必修とされている」に改め、「円滑な実施」の下に「、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等」を加え、二の4を二の6とする。

二の3中「耐震性の確保など安全性の向上はもとより、老朽施設の機能改善を図りつつ」を「老朽化対策の実施にあわせて」に、「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改め、「情報化」の下に「、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置」を加え、「また、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、公立の小学校、中学校及び特別支援学校の教室等が不足したり、公立の小学校及び中学校を適正な規模にするために統合する場合等には、新増築整備により、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図る必要がある。」を削り、「さらに」を「また」に、「公民館等の他の社会教育施設や福祉施設」を「学校施設と公共施設（社会教育施設や福祉施設等）」に、「促進する必要がある」を「検討することも有効である」に改め、二の3を二の5とする。

二の5の前に次のように加える。

4　教室不足の解消等を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保する必要がある。また、新増築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

二の2を二の3とする。

二の1の次に次のように加える。

2　地震、津波等の災害に備えるための整備

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、平成二十七年度までに構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、早期に耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、老朽化対策を中心として、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設は、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、耐震化のみならず、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の強化を図ることが必要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。